議案第６７号

木津川市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の一部改正について

木津川市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例（平成２４年木津川市条例第４９号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１１月２６日提出

木津川市長　谷口　雄一

提案理由

「下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）」が令和８年７月２３日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第　　号

木津川市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例（平成２４年木津川市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　下水道法（昭和３３年法律第７９号。以下「法」という。）第７条第３項、第２１条第２項及び第２８条第２項に基づき、木津川市の設置する公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する技術上の基準については、その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。	（趣旨） 第１条　下水道法（昭和３３年法律第７９号。以下「法」という。）第７条第２項、第２１条第２項及び第２８条第２項に基づき、木津川市の設置する公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する技術上の基準については、その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

附　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日から施行する。